花と緑のフェア開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花と緑のフェア開催事業補助金(以下「本補助金」という。)について、 鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定め るもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県東部において開催される花と緑のフェアの開催経費を補助し、その内容の充実を支援することにより、市民の都市緑化意識の啓発及び高揚に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、花と緑のフェア東部地区実行委員会(以下「実行 委員会」という。)とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる 経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事業経費に係る変更のうち、本補助金の増額を伴わないもの
 - (2) 事業経費に係る変更のうち、本補助金の2割を超えない減額

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に 定める。

附則

附則

この要綱は、平成13年4月18日から施行し、平成13年度の補助金から摘要する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

別表 (第4条関係)

経費の区分	内 容 等
会場関係費	会場・器具他使用料、テント会場設営料(パネル他含む。)、 アーチ・案内看板・表示板等製作設営費、音響設備設置使用料、 アナウンサー・警備員雇用経費
企画イベント関係費	出展・出演等謝礼(輸送・交通・宿泊費他含む。)、特別装飾経費、 賞品及び景品購入費 その他都市緑化を推進するイベントを実施するうえで必要であると 実行委員会が判断し市長が適当と認める経費
広告宣伝費	チラシ制作費、チラシ新聞折込費、テレビ・ラジオスポット広告費
事務局運営費	消耗品費、通信運搬費、旅費、会議費(アルコール飲料及び料理等 代金を除く。)